

## 令和7年度労働報酬下限額について

令和7年度における労働報酬下限額を定めたので、東京都台東区公契約条例(令和5年12月台東区条例第56号)第8条第3項の規定により、以下のとおり告示する。

令和7年3月7日

台東区長 服部 征夫

工事又は製造の請負契約

## 1 熟練労働者及び一人親方

単位:円(1時間当たり)

No.	職種	労働報酬下限額	No.	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,364 円	27	普通船員	3,465 円
2	普通作業員	3,015 円	28	潜水士	5,614 円
3	軽作業員	2,082 円	29	潜水連絡員	4,107 円
4	造園工	3,049 円	30	潜水送気員	3,983 円
5	法面工	3,758 円	31	山林砂防工	3,612 円
6	とび工	3,702 円	32	軌道工	6,458 円
7	石工	3,690 円	33	型わく工	3,567 円
8	ブロック工	3,432 円	34	大工	3,420 円
9	電工	3,668 円	35	左官	3,713 円
10	鉄筋工	3,668 円	36	配管工	3,218 円
11	鉄骨工	3,330 円	37	はつり工	3,387 円
12	塗装工	3,882 円	38	防水工	4,062 円
13	溶接工	4,163 円	39	板金工	3,848 円
14	運転手(特殊)	3,432 円	40	タイル工	3,049 円
15	運転手(一般)	2,858 円	41	サッシ工	3,612 円
16	潜かん工	4,163 円	42	屋根ふき工	3,814 円
17	潜かん世話役	4,984 円	43	内装工	3,713 円
18	さく岩工	4,455 円	44	ガラス工	3,555 円
19	トンネル特殊工	4,028 円	45	建具工	3,713 円
20	トンネル世話員	3,488 円	46	ダクト工	3,330 円
21	トンネル世話役	4,557 円	47	保温工	3,117 円
22	橋りょう特殊工	3,915 円	48	建築ブロック工	3,690 円
23	橋りょう塗装工	3,994 円	49	設備機械工	3,150 円
24	橋りょう世話役	4,568 円	50	交通誘導員A	2,273 円
25	土木一般世話役	3,645 円	51	交通誘導員B	1,980 円
26	高級船員	4,298 円			

- 2 上記1以外の未熟練労働者(受注者と労働者の合意の下、見習、手元又は年金等の受給のために賃金を調整している労働者等)

単位:円(1時間当たり)

労働報酬下限額	1,619 円
---------	---------

上記に関わらず、年度途中で最低賃金が改正され、労働報酬下限額が改定後の最低賃金を下回った場合は、その効力発生以後の労働報酬下限額は改定後の最低賃金とする。